

新・呼吸

新しい風、兵庫から

save the blue sky

兵庫県 ディーゼル自動車等運行規制 ナビゲーションBOOK

平成13年6月に改正された自動車NO_x・PM法では、自動車交通が集中し、これまでの対策のみでは環境基準の達成が困難な地域を「対策地域」（本県では、阪神・播磨の11市2町の地域）と指定し、排出基準に適合しない車両について、この地域内では一定期間経過後は、登録できなくなる「車種規制」が平成15年10月から施行されています。

車種規制は、法の対策地域外から対策地域へ流入する自動車には適用されないため、特に交通量の多い阪神東南部地域（神戸市灘区、東灘区、尼崎市、西宮市南部、芦屋市、伊丹市）における環境基準の早期達成とその維持のため、平成15年10月に「環境の保全と創造に関する条例」を改正し、車両総重量8トン以上の自動車（バスについては定員30人以上）で自動車NO_x・PM法の排出基準に適合しない車両については、平成16年10月より初度登録日に従って阪神東南部地域での運行規制を実施しています。

2 基準を満たしていない自動車の猶予期間

基準を満たしていない自動車については、初度登録日（新車として登録された日）に応じて次の猶予期間を設けています。

自動車の種別	初度登録日	猶予期間
① 普通貨物自動車	H8年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H8年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して10年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
② 大型バス	H5年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H5年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して13年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日
③ 特種自動車	H7年9月30日以前	猶予期間を経過しているため、規制対象地域内を運行することはできません。
	H7年10月1日～H15年12月31日まで	初度登録日から起算して11年間の末日に当たる日以降の車検証の有効期間満了日

※初度登録から継続車検を受けている普通貨物自動車は初度登録日から10年（バスは13年、特種自動車は11年）で猶予期間が満了します。ただし、車検切れ等で初度登録月と車検証の有効期間満了月が異なっている場合は、車検証の有効期間満了日まで猶予期間が延びます。（最大11ヵ月）

※首都圏4都県で実施されているディーゼル車規制に適合する「後付装置」を装着された車両であっても、PM（粒子状物質）のみの除去装置である場合は、本県の運行規制の対象となります。

3 規制対象外の自動車の種類

特種自動車（8ナンバー車）のうち次の車体の形状の自動車は、規制の対象外となります。

- ①医療防疫車 ⑥移動電話車 ⑩入浴車 ⑬クレーン車 ⑮はしご車 ⑰空港作業車 ⑲写真撮影車 ⑳電気作業車
- ②採血車 ⑦放送中継車 ⑪ボイラー車 ⑭くい打車 ⑯ポンプ車 ⑱構内作業車 ㉑事務室車 ㉒電源車
- ③軌道兼用車 ⑧理容・美容車 ⑫検査測定車 ⑰コンクリート作業車 ㉓コンプレッサー車 ㉔工作車 ㉕加工車 ㉖照明車
- ④図書館車 ⑨消毒車 ⑬穴掘建柱車 ⑰コンベア車 ㉗農業作業車 ㉘工業作業車 ㉙食堂車 ㉚架線修理車
- ⑤郵便車 ⑩寝具乾燥車 ⑮ウインチ車 ㉛道路作業車 ㉜クレーン用台車 ㉝レッカー車 ㉞清掃車 ㉟高所作業車

4 規制対象としないケース

- 災害等の場合
- 車検又はナンバープレートへの封印の取り付けを受ける場合
- 臨時運行又は回送運送の許可（道路運送車両法）を受けている場合
- 幅2.5m、重量44トン、高さ4.1m、長さ19m又は、最小回転半径12mを超える車両であって、道路法による特殊車両の通行許可を受けた経路で運行する場合（道路法の通行許可以外にも、道路交通法や道路運送車両法等により通行許可等が必要な場合がありますのでご注意下さい）

5 検査体制

カメラ検査（一部自動カメラ）、街頭検査及び立入検査を実施しています。

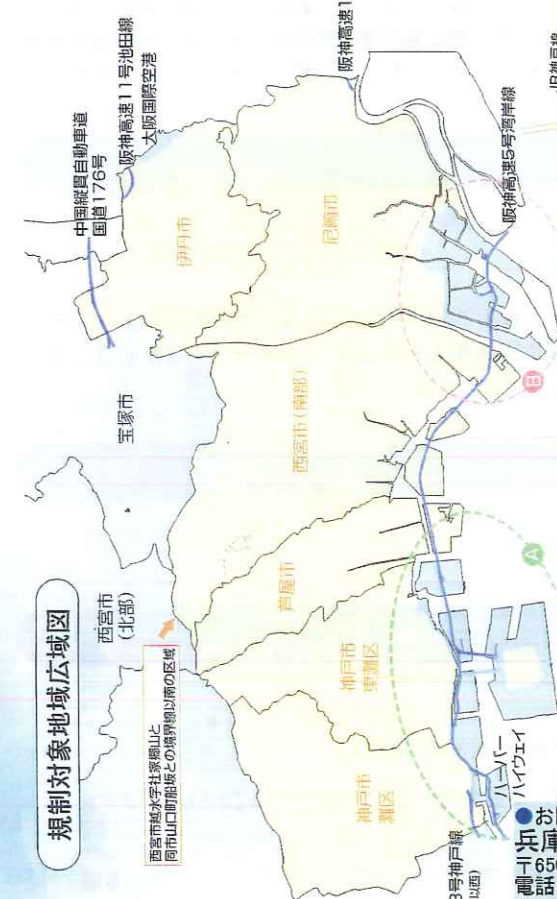
6 罰則等

- 基準を満たさない自動車で、規制対象地域を運行することはできません。運行禁止規定に違反した場合、運転者・使用者に罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運行禁止規定に違反するおそれがあると認められる場合、知事は使用者に措置命令を発することができることとしています。措置命令に従わないときは、罰則（20万円以下の罰金）が適用されます。
- 運送を反復・継続して委託する荷主等が、委託先の自動車の運行ルートを指定するなど、その運行に深くかかわっている場合、知事は荷主等に対し、運送事業者が規制を遵守するよう必要な措置をとることを勧告できることとしています。勧告に従わない場合は、荷主等の事業者名が公表されることがあります。

規制対象地域

規制対象地域広域図

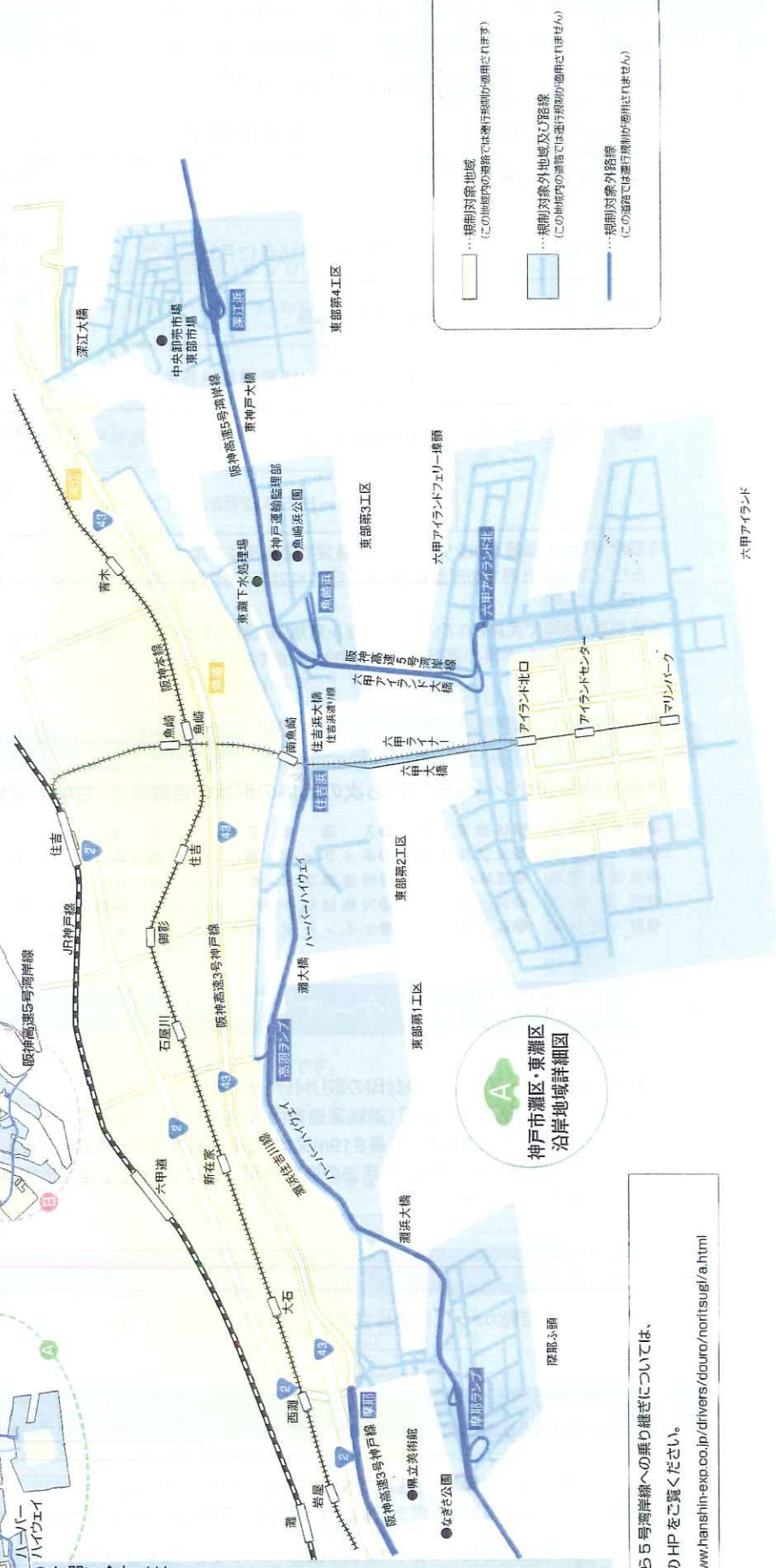
西宮市船水字家郷山と
同市山口町船坂との境界線以南の区域



尼崎地域
詳細図



神戸市灘区・東灘区
沿岸地域詳細図



- 規制対象地域
(この地域内の道路では運行規制が適用されます)
- 規制対象外地域及び路線
(この地域内の道路では運行規制が適用されません)
- 規制対象外路線
(この道路では運行規制が適用されません)

● お問い合わせは
兵庫県農政環境部環境管理局水大気課交通公普係
〒650-8567 神戸市中央区下山手通 5 丁目 10-1
電話 078-362-3287 FAX 078-362-3966
E-mail mizutaiki@pref.hyogo.lg.jp
HP: http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/keikaku/diesel/diesel_index.htm

● ディーゼル自動車等買い替え支援のご案内
兵庫県では、中小企業者を対象として、現に使用している自動車を最新規制適合車等に買い替える場合について、支援制度を設けています。
詳しくは、兵庫の環境から助成と融資
<http://www.kankyo.pref.hyogo.jp/JPN/apr/index.html> をご覧ください

阪神高速 3 号神戸線から 5 号湾岸線への乗り継ぎについては、
阪神高速道路株式会社 の HP をご覧ください。
[HP アドレス] <http://www.hanshin-exp.co.jp/drivers/douro/noritsugi/a.html>